育苗品評会

月潟村農業振興協議会主催による育苗品評会が、四月二十八日に行われました。

三Ha以上の部で、十四点、三Ha未満の部で、十五点計二十九点の出品があり、播種量・苗ぞろい・根張り・苗質・障害・管理の六項目から審査が行われました。

結果は左記のとおりです。

◎三Ha以上の部（敬称略）

一位　西萱場グリーンファーム

二位　小林　護

三位　釣寄新生産組合

◎三Ha未満の部

一位　村松浩美

二位　滝沢峰男

三位　山坂　仁

最後に普及所の平野普及員より、初期の低温、強風により、温度管理が思うようにいかなかったせいか、全体的に軟弱徒長で、根張り不足であり、今後は硬化の徹底に心掛け、硬い苗を育てるようにしてくださいとのことでした。

月潟村連盟杯争奪ゲートボール大会

四月十七日、月潟村総合ゲートボール場で連盟杯争奪ゲートボール大会が行われました。Aブロック、Bブロックに分かれて、それぞれリーグ戦を行い、各ブロックの一位同士で優勝決定戦が行われました。

月潟村の各ゲートボールクラブは、村外試合でも成績が良く、これからの試合も楽しみです。

大会結果は左記のとおりです。

優　勝　大別当Aクラブ

準優勝　西萱場クラブ

三　位　月潟中クラブ

敢闘賞　月潟上クラブ

歳時記

ラムネ

プシューッとさわやかな音をたてて栓を抜き、ガラス玉をカラカラいわせながら飲むラムネ。第二次大戦前までは、サイダー、ところてん、氷水などと並ぶ、夏の代表的なし好品でした。

その後、清涼飲料水が多様化し、ラムネは影を潜めましたが、最近のレトロブームや地域おこしのイベントなどで目にふれる機会が増えました。

ラムネは、レモネードという言葉が日本語化したものだといわれています。瓶の首に入っているビー玉と、口のところのゴム輪とで気密を保つようになっていますが、これは、一八四三年にイギリスで発明されたものだといわれています。

ラムネの日本伝来については、一八六〇年ごろイギリス船が長崎に持ってきたとか、オランダ船が持ってきたので、オランダ水と呼ばれていたなどの説があります。明治維新前後には、日本でも製造が始められていたようです。

ラムネ瓶は洗うのがむずかしいので、ヨーロッパでは王冠の発明とともに姿を消したようですが、日本では最近、プラスチック製のラムネ瓶が出現し、郷愁をさそう飲み物として喜ばれています。

夏の暑いときに清涼飲料水を口にするとほっとしますね。人間にはほっと一息ついてリフレッシュする時間が必要です。連続休暇の普及・拡大を目的に、六～八月に「ほっとウイーク」キャンペーンが行われます。あなたは、ちゃんと連続休暇をとっていますか。

月潟駐在所・酒井さんを紹介します

酒井禮治さん

この度、小出さんにかわり酒井さんが、月潟駐在所に赴任されました。赴任早々、交通事故などが発生し、忙しい毎日とのことです。

月潟村の印象については、桃や梨の花が咲き、とてもしずかできれいな村とのことでした。

公私共にお世話になりますが、よろしくお願いします。

奨学金制度が変わります

高校　12,000円
大学　25,000円
に改正されました

月潟村奨学金貸与条例がこの程改正され、平成4年度分より高等学校が、月額12,000円以内（改正前8,000円以内）大学は、25,000円以内（同15,000円以内）にそれぞれ引き上げられました。

この奨学金は、学業に優れ経済的理由により就学が困難な方に貸与（無利息）して、教育の機会均等を図り、人材の育成に資するよう制度化されているものです。（別種の奨学金とは併給できません）

詳しいことは、教育委員会にご相談ください。

TEL　375—3001

毎日夜9時は「消防の時間」

平成4年1月から4月までの間に、白根地区消防署管内（白根市、小須戸町、味方村、中之口村、月潟村）で9件の火災が発生しました。

特に3月中における火災発生は6件で、その損害額は、4,564万6千円で704平方メートルを焼損しました。

これから、空気が乾燥し、出火危険の高い時期を迎えることから、火の取り扱いには十分ご注意され、火災予防の徹底を図ってください。

毎日夜9時は「消防の時間」です。おやすみ前にもう一度火の元の点検をお願いします。

新潟地方裁判所よりお願い

最近、国際交流の活発化に伴い、通訳を要する外国人事件が大幅に増加してきています。被告人が裁判の内容を理解し、十分な防御を尽くすことができるようにすることは、適正な裁判を行うために必要不可欠なことです。

しかし、被告人が外国人の場合には、日本の裁判制度を理解できず、種々の不安を覚えることが多いようです。

そこで、裁判所では、このような外国人の被告人に対し、裁判手続を理解してもらい、その防御権の行使を実質的に保障するために、有能な通訳人の確保や法定通訳ハンドブックの刊行等種々の方策を実施してきているところです。

しかし、少数言語を中心として、通訳人はまだまだ不足している状況にあります。

外国人の人権を保障し、適正な裁判を実施するために、このような裁判所の施策を理解してもらい、外国語ができる人には、積極的に通訳人として協力していただきたいと考えております。

詳しいお問い合せは左記に。

新潟地方裁判所
総務課事務局まで
☎〇二五—二二二—四一三一

工業統計調査のポスターを募集

——製造業者に理解と協力を求める——

あなたも工業統計調査の広報用ポスターに、作品を応募してみませんか。

工業統計調査は、製造業の実態を明らかにする目的で、全国の製造業を営む事業所を対象に、毎年十二月三十一日に実施しています。調査結果は、主に国や地方自治体のさまざまな施策の基礎資料として役立てられます。

通商産業省では、工業統計調査の広報用ポスターを、昭和四十九年から毎年一般公募し、最優秀賞には、通商産業大臣賞状を授与しています。多数の作品をお待ちしています。

応募要領

①応募資格＝特に制限はありません。

②作品内容＝応募作品は未発表のもので、製造業を営む事業所の方々が工業統計調査に理解を深め、調査の協力が得られるものとします。

③作品の規格＝用紙はA2判を縦長で使ってください。使用する色は四色以内（ただし、白色は一色と数えません）。図案には、「通商産業省」「工業統計調査」「平成四年十二月三十一日」の文字を必ず入れること。写真の使用は認めません。作品の裏には、住所、氏名、電話番号、職業（学生の場合は学校名、学年）を、略字を使わず正式名称で書き、ふりがなをつけてください。

④応募期間＝平成四年五月一日～六月二十日（当日消印有効）。

⑤応募方法＝在住する都道府県の工業統計調査担当部局、または、通商産業大臣官房調査統計部工業統計課（〒100　東京都千代田区霞が関一—三—一）あてに送付してください。

⑥入選作品の著作権＝入選作品の著作権は、通商産業省に帰属します。また印刷の都合で、一部修正することがあります。応募作品は返還しません。

⑦入選者の発表・賞状の授与＝発表は、八月末までに本人に通知します。

問い合わせ先

通商産業省大臣官房調査統計部工業統計課
〇三（三五〇一）一五一一（代）
内線二三九一～三
〇三（三五〇一）九九二九（直）